

ID: 122

担当部署: 人権推進課

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	八頭町人権啓発センター条例施行規則 第5条		
例規番号	平成17年規則第87号		
<p>【根拠条文】 (使用の制限) 第5条 所長は、次の各号の1に該当する者に対しては入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品若しくは動物(盲導犬及び介助犬を除く)を携行する者</p> <p>(2) 風紀を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(3) その他管理上支障があると認められる者</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日